

○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱

改正案	現行
<p>平成24年4月6日 国都市第341号 国住備第724号 国住街第201号 国住市第179号 国土交通省都市局長通知 国土交通省住宅局長通知</p>	<p>平成24年4月6日 国都市第341号 国住備第724号 国住街第201号 国住市第179号 国土交通省都市局長通知 国土交通省住宅局長通知</p>
<p style="text-align: right;">[<u>最終改正 令和4年12月2日</u> <u>国都市第106号</u> <u>国住備第91号</u> <u>国住街第176号</u> <u>国住市第51号</u>]</p>	<p style="text-align: right;">[<u>最終改正 令和4年3月31日</u> <u>国都市第152号</u> <u>国住備第507号</u> <u>国住街第260号</u> <u>国住市第101号</u>]</p>
<p>第1 (略)</p> <p>第2 目的</p> <p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、国が施行者又は特定建築者に対しこれらの者が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部を交付すること <u>並びに地権者の生活再建に支障を来たさないよう、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援すること</u>により、上記政策課題等への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。</p> <p>第3 定義</p> <p><u>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。</u></p> <p><u>一 政策課題対応タイプ</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 目的</p> <p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、国が施行者又は特定建築者に対しこれらの者が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部を交付することにより、上記政策課題への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。</p> <p>第3 定義</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業をいう。</u></p> <p><u>二 地域活性化タイプ</u> <u>地権者の生活再建に支障を来たさないようにするために、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援する事業をいう。</u></p> <p><u>2</u> この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二十（略）</p> <p>第4 政策課題対応タイプの実施</p> <p><u>1</u> 対象地域 （略）</p> <p><u>2</u> 補助対象事業 一～二（略）</p> <p>三 次のイ及びロを満たすこと。 イ <u>第4第3項第一号</u>に規定する必須要件を満たす事業であること。 ロ イに加えて、<u>第4第4項第一号イからへ</u>に規定する選択要件より一つ以上選択する場合は、それぞれ<u>同号イからへ</u>の要件を満たす事業であること。</p> <p>四（略）</p> <p><u>3</u> 必須要件</p> <p><u>一 政策課題対応タイプ</u>の採択に当たっては、次の<u>イからト</u>に掲げる要件に該当する事業を対象とする。</p> <p><u>イ</u>（略）</p> <p><u>①</u>（略）</p> <p><u>②</u>（略）</p> <p><u>ロ</u>（略）</p> <p><u>①</u>（略）</p>	<p>この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二十（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4 対象地域 （略）</p> <p>第5 補助対象事業 一～二（略）</p> <p>三 次のイ及びロを満たすこと。 イ <u>第6第1項</u>に規定する必須要件を満たす事業であること。</p> <p>ロ イに加えて、<u>第7第1項各号</u>に規定する選択要件より一つ以上選択する場合は、それぞれ<u>各号</u>の要件を満たす事業であること。</p> <p>四（略）</p> <p>第6 必須要件</p> <p><u>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業</u>の採択に当たっては、次の<u>各号</u>に掲げる要件に該当する事業を対象とする。</p> <p><u>二</u>（略）</p> <p><u>イ</u>（略）</p> <p><u>ロ</u>（略）</p> <p><u>二</u>（略）</p> <p><u>イ</u>（略）</p>

改正案	現行
<p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 住宅部分について、次の①から⑤までのすべてを満たすこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>△ (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 都市部に存する事業にあつては、災害時における帰宅困難者等の一時滞在時の用に供する集会所 <u>50 m²以上</u>、防災備蓄倉庫(屋内5 m²以上)の設置等により、災害時における帰宅困難者等の支援拠点として機能すること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること(締結予定を含む)。</p> <p>三 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ト (略)</p> <p>二 <u>前号イからト</u>に規定する要件に係る技術基準及び技術評価については、別に定めるところによる。</p>	<p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>三 住宅部分について、次の①から⑤までのすべてを満たすこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 都市部に存する事業にあつては、災害時における帰宅困難者等の一時滞在時の用に供する集会所 50 m²以上、防災備蓄倉庫(屋内5 m²以上)の設置等により、災害時における帰宅困難者等の支援拠点として機能すること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること(締結予定を含む)。</p> <p>四 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>2 <u>前項各号</u>に規定する要件に係る技術基準及び技術評価については、別に定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p>4 選択要件</p> <p>二 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからへに掲げる選択要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>次の①から④までのいずれかに該当すること。</p> <p>① 都市部以外に存する事業にあつては、災害時における帰宅困難者等の一時滞在時の用に供する集会所 <u>(50 m²以上)</u>、防災備蓄倉庫(屋内5 m²以上)の設置等により、災害時における帰宅困難者等の支援拠点として機能すること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること(締結予定を含む)。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>次の①から③までのいずれかに該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>次の(1)から(3)までのすべてを満たすこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること(ただし、当該事業の存する地方公共団体が定める条例等で緑化対策が義務づけされた場合においては、(1)及び(2)の基準が、義務づけされた基準を超える場合に限る)。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第7 選択要件</p> <p>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の採択に当たっては、次の各号に掲げる選択要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>次のイから三までのいずれかに該当すること。</p> <p>イ 都市部以外に存する事業にあつては、災害時における帰宅困難者等の一時滞在時の用に供する集会所 50 m²以上、防災備蓄倉庫(屋内5 m²以上)の設置等により、災害時における帰宅困難者等の支援拠点として機能すること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること(締結予定を含む)。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>次のイからハまでのいずれかに該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>次の①から③までのすべてを満たすこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>次の①又は②のいずれかに該当すること(ただし、当該事業の存する地方公共団体が定める条例等で緑化対策が義務づけされた場合においては、①及び②の基準が、義務づけされた基準を超える場合に限る)。</p> <p>① (略)</p>

改正案	現行
<p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p>当該事業により整備される施設建築物において、次の<u>①</u>及び<u>②</u>に該当すること。</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>ハ</u> (略)</p> <p>住宅部分については、次の<u>①</u>から<u>⑤</u>までのすべてに該当すること。</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>④</u> (略)</p> <p><u>⑤</u> (略)</p> <p><u>ニ</u> (略)</p> <p><u>ホ</u> (略)</p> <p>テレワーク拠点（コワーキングスペース等）を整備すること。この場合において、次の<u>①</u>から<u>③</u>までのすべてに該当すること。</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>へ</u> (略)</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>二</u> <u>前号イからへ</u>に規定する要件に係る技術基準及び技術評価については、別に定めるところによる。</p> <p><u>5</u> 技術評価に係る書類</p> <p><u>一</u> (略)</p> <p><u>二</u> (略)</p> <p><u>三</u> (略)</p>	<p><u>②</u> (略)</p> <p><u>ハ</u> (略)</p> <p>当該事業により整備される施設建築物において、次の<u>①</u>及び<u>②</u>に該当すること。</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>三</u> (略)</p> <p>住宅部分については、次の<u>イ</u>から<u>ホ</u>までのすべてに該当すること。</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ロ</u> (略)</p> <p><u>ハ</u> (略)</p> <p><u>ニ</u> (略)</p> <p><u>ホ</u> (略)</p> <p><u>四</u> (略)</p> <p><u>五</u> (略)</p> <p>テレワーク拠点（コワーキングスペース等）を整備すること。この場合において、次の<u>イ</u>から<u>ハ</u>までのすべてに該当すること。</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ロ</u> (略)</p> <p><u>ハ</u> (略)</p> <p><u>六</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ロ</u> (略)</p> <p><u>2</u> <u>前項各号</u>に規定する要件に係る技術基準及び技術評価については、別に定めるところによる。</p> <p><u>第8</u> 技術評価に係る書類</p> <p><u>1</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>

改正案	現行
<p>第5 地域活性化タイプの実施 <u>地域活性化タイプの交付対象事業は、以下の要件を満たす市街地再開発事業及び防災街区整備事業とする。</u></p> <p>一 <u>事業計画が令和4年11月8日までに認可されていること。</u> 二 <u>令和4年11月8日以降に建設工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画を含む）の変更を実施することが確実と見込まれること。</u></p> <p>第6 補助金の額 1 政策課題対応タイプの基礎額</p> <p>一 <u>政策課題対応タイプ</u>の補助金の額は、補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）に、<u>第4第3項第一号</u>に規定する必須要件のみに該当するものについては100分の3を、必須要件に加え<u>第4第4項第一号イからへ</u>に規定する選択要件の一に該当するものについては100分の5を、二に該当するものについては100分の7をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の<u>(1)から(11)</u>に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 省エネルギー対策（必須） <u>第4第3項第一号ニに規定される省エネルギー水準</u>への適合による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用</p> <p>(7) 省エネルギー対策（選択） <u>第4第4項第一号へ</u>に規定される省エネルギー水準への適合による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用（(6)の費用を除く。）</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第9 補助金の額 1 本事業の補助金の額は、補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）に、<u>第6</u>に規定する必須要件のみに該当するものについては100分の3を、必須要件に加え<u>第7</u>に規定する選択要件の一に該当するものについては100分の5を、二に該当するものについては100分の7をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の<u>各号</u>に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 省エネルギー対策（必須） <u>建築物エネルギー消費性能基準</u>への適合による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用</p> <p>(7) 省エネルギー対策（選択） <u>第7第1項第六号</u>に規定される省エネルギー水準への適合による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用（(6)の費用を除く。）</p>

改正案	現行
<p>(8)～(11) (略)</p> <p><u>二</u> (略)</p> <p><u>三</u> <u>第一号</u>(1)から(11)までの費用の算出は、これに相当するものとして別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととする。</p> <p><u>2 地域活性化タイプの基礎額</u> <u>次の一及び二のいずれか少ない額を限度とする。</u></p> <p><u>一 建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事のうち、令和4年度以降に要した費用。ただし、当該費用に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の額を除く。）に対し、100分の11.5を乗じて得た額</u></p> <p><u>二 令和4年11月8日以降に建設工事費高騰を踏まえて変更される事業計画に基づき算定した、建設工事費の増加額</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>第7 交付の申請</u></p> <p>1 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に工事設計書、<u>第4第3項</u>及び<u>第4項</u>に規定する基準等に関する書類及び補助事業費財源表を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>第8 交付決定の変更の申請</u></p> <p>1 補助金の交付決定額の変更又は補助事業（補助金を充てて実施する事業をいう。以下同じ。）の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）は、補助金交付決定変更申請書に変更工事設計書を添えて、<u>第7第</u></p>	<p>(8)～(11) (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>(1)から(11)までの費用の算出は、これに相当するものとして別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>第10 交付の申請</u></p> <p>1 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に工事設計書、<u>第6</u>及び<u>第7</u>に規定する基準等に関する書類及び補助事業費財源表を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>第11 交付決定の変更の申請</u></p> <p>1 補助金の交付決定額の変更又は補助事業（補助金を充てて実施する事業をいう。以下同じ。）の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）は、補助金交付決定変更申請書に変更工事設計書を添えて、<u>第10第</u></p>

改正案	現行
<p>1 項の規定に準じて提出しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、補助金の交付決定の変更の申請があったときは、第7第2項の規定に準じて補助金交付決定変更申請報告書（以下、「変更申請報告書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>3 地方整備局長等は、都道府県知事から前項の規定により変更申請報告書を受けたときは、第7第3項の規定に準じて補助金交付決定変更申請進達書を提出しなければならない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>1 項の規定に準じて提出しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、補助金の交付決定の変更の申請があったときは、第10第2項の規定に準じて補助金交付決定変更申請報告書（以下、「変更申請報告書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>3 地方整備局長等は、都道府県知事から前項の規定により変更申請報告書を受けたときは、第10第3項の規定に準じて補助金交付決定変更申請進達書を提出しなければならない。</p> <p>4 （略）</p>
<p>第9 交付決定の取消しの申請</p> <p>1 （略）</p> <p>2 都道府県知事は、交付決定の取消しの申請があったときは、第7第2項の規定に準じて補助金交付決定取消申請報告書（以下、「取消申請報告書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>3 地方整備局長等は、取消申請報告書の提出があったときは、第7第3項の規定に準じて補助金交付決定取消申請進達書を提出しなければならない。</p>	<p>第12 交付決定の取消しの申請</p> <p>1 （略）</p> <p>2 都道府県知事は、交付決定の取消しの申請があったときは、第10第2項の規定に準じて補助金交付決定取消申請報告書（以下、「取消申請報告書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>3 地方整備局長等は、取消申請報告書の提出があったときは、第10第3項の規定に準じて補助金交付決定取消申請進達書を提出しなければならない。</p>
<p>第10 完了予定期日の変更</p> <p>1 （略）</p> <p>2 都道府県知事は、完了予定期日変更報告書の提出があったときは、第7第2項の規定に準じて完了予定期日変更報告に係る報告書を提出しなければならない。</p> <p>3 地方整備局長等は、前項の規定により都道府県知事から完了予定期日変更報告に係る報告書の提出があったときは、第7第3項の規定に準じて完了予定期日変更報告進達書を提出しなければな</p>	<p>第13 完了予定期日の変更</p> <p>1 （略）</p> <p>2 都道府県知事は、完了予定期日変更報告書の提出があったときは、第10第2項の規定に準じて完了予定期日変更報告に係る報告書を提出しなければならない。</p> <p>3 地方整備局長等は、前項の規定により都道府県知事から完了予定期日変更報告に係る報告書の提出があったときは、第10第3項の規定に準じて完了予定期日変更報告進達書を提出しなければな</p>

改正案	現行
<p>らない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項及び前項の規定にかかわらず、完了予定期日の変更が補助事業の内容の変更(第8第4項に規定する軽微な変更を除く。)を伴う場合は、補助金の交付決定の変更の申請に含めて行わなければならない。</p> <p>第11 (略)</p> <p>第12 (略)</p> <p>第13 (略)</p> <p>第14 補助金の支払 補助金は、第13の規定により交付すべき補助金の額を確定した後 に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費につ いては、概算払をすることができる。</p> <p>第15 全体設計の事前承認</p> <p>1 補助金の交付を申請しようとする者は、次の各号の一に該当す る工事を施工しようとする場合において、補助金の交付の申請前 に、全体設計承認申請書に交付申請の場合に準じて作成した全体 工事設計書及び関係図面を添付して国土交通省都市局長又は住宅 局長の承認を受けなければならない。この場合において、第7第2 項及び第3項の規定を準用するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 全体設計の変更(第8第4項に規定する軽微な変更を除く。)をし</p>	<p>らない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項及び前項の規定にかかわらず、完了予定期日の変更が補助事業の内容の変更(第11第4項に規定する軽微な変更を除く。)を伴う場合は、補助金の交付決定の変更の申請に含めて行わなければならない。</p> <p>第14 (略)</p> <p>第15 (略)</p> <p>第16 (略)</p> <p>第17 補助金の支払 補助金は、第16の規定により交付すべき補助金の額を確定した後 に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費につ いては、概算払をすることができる。</p> <p>第18 全体設計の事前承認</p> <p>1 補助金の交付を申請しようとする者は、次の各号の一に該当す る工事を施工しようとする場合において、補助金の交付の申請前 に、全体設計承認申請書に交付申請の場合に準じて作成した全体 工事設計書及び関係図面を添付して国土交通省都市局長又は住宅 局長の承認を受けなければならない。この場合において、第10第2 項及び第3項の規定を準用するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 全体設計の変更(第11第4項に規定する軽微な変更を除く。)をし</p>

改正案	現行
<p>ようとする者は、前項の規定に準じて国土交通省都市局長又は住宅局長の承認を受けなければならない。</p>	<p>ようとする者は、前項の規定に準じて国土交通省都市局長又は住宅局長の承認を受けなければならない。</p>
<p>第 <u>16</u> (略)</p>	<p>第 <u>19</u> (略)</p>
<p>第 <u>17</u> (略)</p>	<p>第 <u>20</u> (略)</p>
<p>第 <u>18</u> (略)</p>	<p>第 <u>21</u> (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p><u>附則</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第 1 施行期日</u> 改正後の要綱は令和 4 年 12 月 2 日から施行する。</p>	